

木材共販市況

令和5年度に入り、林業センターでの入荷状況は、4月516㎡、5月682㎡、6月1304㎡と、第1四半期はほぼ半年並みでしたが、時期的に停滞する第2四半期も活発な出材が続いており、7月1282㎡、8月1067㎡の取扱量となっています。

その一方で建築用材は、当用買いが目立つなど販売に苦慮しており、スギ・ヒノキ共に柱・土台・桁の構造材を中心に中目も注文はありますが引き合いは弱く、また、B材の主な販売先の合板用材も工場が受け入れの調整を行っているなど荷動きが悪く、先行きが不透明な状況となっています。

相場は、昨年来から㎡当たり2万円台を維持してきたヒノキの柱・土台も5月頃には下押し傾向となり、8月には夏場の傷んだ材の取扱も相まって㎡当たり1万8千円まで値を下げていますが、合板用材の買い取り価格が歯止めをかけ下げ止まっています。

秋から年度末に向け、素材生産の最盛期を迎えますが、市場は常に伐りたてフレッシュな材を求めていますので、伐倒造材後は速やかに出荷していただきますよう宜しくお願い致します。

また、年度内の共販の取扱最終荷受け日は令和6年2月22日までとなりますので併せて宜しくお願い致します。

今後も高値販売で山元に還元できるような努力してまいりますので、皆様からの出荷をよろしくお願い致します。

県森連林業センター 木材市況

令和5年8月17日

(単位:円)

Table with columns: 樹種, 長さ, 末口径, 価格 (高値, 中値, 安値), 気配, 摘要. Rows include すすぎ and ひのき.

注) 売上総数量 1067.845㎡

△ 強気配 ○ 保合 ▼ 弱気配

Forest 神森連時報 発行所 秦野市菖蒲317番地 神奈川県森林組合連合会 総務指導課 電話 0463-88-6767(代) ホームページ http://www.kenmoriren.jp/

水源環境保全・再生施策大綱期間終了後の森林整備等への支援を市町村長へ要望

水源環境保全・再生施策大綱(以後、施策大綱)期間の終了まで4年を切り、その後も森林整備と木材利用の支援が続けられるように森林組合のある10市町村及び県森連の森林整備地のある箱根町、湯河原町の首長あてに要望書を提出しました。提

出の際には市町村長や森林担当部長と面談し、要望書の内容説明や意見交換を行い、施策大綱終了後の支援の重要性について訴えました。今後は市町村長から県へ要望をあげてもらい、施策大綱終了後の支援の実現を目指します。

水源環境保全・再生施策大綱 期間終了後の森林整備等への支援について

県では、良質な水の安定的確保を目的として、水源環境の保全・再生を推進するため「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」を策定し、平成19年度からの20年間を全体計画期間として取組を進めてきました。これまでの16年間、水源環境保全税を財源とした特別対策事業によって、森林の確保・整備が進み、荒れた森林は健全な状態に移行しつつあります。また、森林整備で発生した間伐材も搬出促進補助などによって有効活用が図られ、県産木材は毎年3万㎡が生産されるようになりました。このような中、施策大綱の全体計画期間終了まであと4年間となっています。現行の第4期実行5か年計画では1番事業「水源の森林づくり事業」は令和8年度までに手入れの必要な私有林の確保を終了させることとしていますが、確保した森林の整備は令和9年度以降も続きますので、その財源の確保が必要です。また、大綱期間終了と同時に間伐材の搬出支援も終了となると、資源循環の輪が途絶え森林整備が後退し荒れた山に戻ってしまう恐れがあります。脱炭素社会実現に資するための木材利用を促進するには間伐材の搬出支援が欠かせません。ついでには、貴職から県に対し、下記事項について要望してくださるようお願い申し上げます。

記

- 1 水源の森林づくりや地域水源林整備における水源林の森林整備を着実に実施していくための財源確保を要望する。
2 大綱期間終了後も引き続き森林整備と木材利用が進むように、間伐材搬出を支援する施策の検討・創設を要望する。

令和5年●月●日

△△市町村長 △△△△様

〇〇〇森林組合 代表理事組合長 〇〇〇〇
神奈川県森林組合連合会 代表理事会長 〇〇〇〇

令和6年度

国・県への施策要望

県森連では森林・林業関係の5団体で協議した令和6年度施策要望をとりまとめ、7月に県や政党(自民党、公明党等の県会議員)に対して要望活動をしました。

要望の概要は次のとおりです。

- 1 水源環境保全・再生施策大綱後の支援
① 水源環境保全・再生施策大綱期間終了後の森林整備への財源確保及び支援策の創出
② 間伐材等の搬出の支援
③ 返還される公的管理森林を円滑に集約化するための制度の創出
2 木材利用の促進
① 公共建築物等の木造・木質化による県産木材の利用拡大の促進
② 県産木材を利用した学習机の市町村や県立学校施設への導入
③ 公共建築物等への大径材の利用拡大へ向けた支援
3 脱炭素社会の実現に向けた主伐・再造林の推進
① 脱炭素社会の実現に貢献するため人工林の主伐から植栽、保育までを一体とした支援策の創出
② 「神奈川県花粉発生源対策10か年計画」どおり花粉対策苗の植栽を促す。
③ 無花粉採穂圃整備に向けた優良個体の選抜造林地の造成
④ 生産森林組合のあり方を見直し、地域林業活性化の核となるようきめ細かな支援
⑤ 森林病虫獣害の防除
① カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害の予防対策への支援
② 有害鳥獣対策の推進・強化

(注1) 森林・林業関係5団体: 県森連、県木連、森林協会、山林種苗協同組合、林業経営者協会
(注2) 要望活動は、県農林水産団体協議会の一員として実施しました。



県環境農政局長へ要望を提出

### インボイス制度 10月1日から始まる

令和5年10月1日より、いよいよインボイス制度（適格請求書等保存方式）がスタートします。  
令和5年10月以降、事業者が仕入税額控除を行うためには税務署長の登録を受けた課税事業者が発行したインボイス（適格請求書等）の保存が必要となります。

消費税とは資産の譲渡及び貸付並びに役務の提供に対して広く公平に課せられる税で、負担者は消費者ですが、納税は事業者が行います。事業者は売上に係る消費税額から仕入に係った消費税額を差引きした額を納税します。令和5年9月までは仕入先が免税事業者であっても仕入税額控除が可能でしたが、10月以降は免税事業者からの仕入に対しては税額控除が出来なくなります。ただし、開始から3年間は免税事業者からの仕入れを80%、その後3年間は50%を控除できる段階的な経過措置が設けられます。

**●開始前に準備しておくべきこと**  
仕入  
相手が課税事業者（インボイス発

行事業者）か免税事業者であるか確認する。免税事業者との取引の場合は価格等の条件を相手先と十分に検討する（一方的な値下げや取引の停止は優越的地位の濫用として問題となる場合がある）。

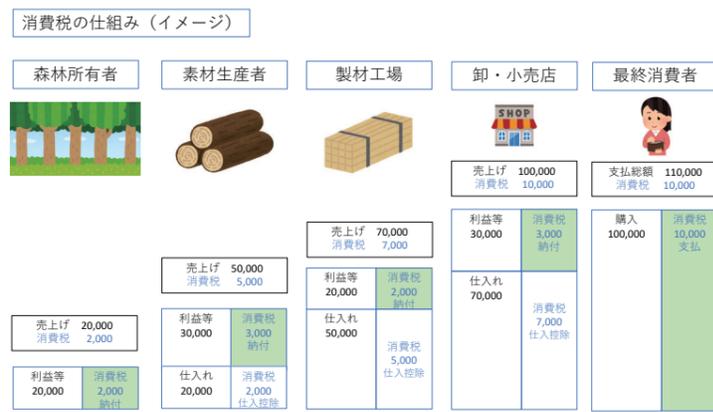
**売上**  
相手はインボイスが必要かを確認する。また、どの書類をインボイスとするのかを整備しておく（納品書、請求書、領収書等問わず、一定の要件を満たせば認められる）。

**●インボイス制度の特例**  
媒介者交付特例  
媒介者（森林組合等の仲介者）が生産者に代わってインボイスを交付することが認められる特例。この場合、生産者と媒介者の両方が適格請求書発行事業者への登録を行う必要がある。

**協同組合特例**  
組合員が森林組合等に委託販売を行う場合は、生産者のインボイス交付が免除され、小売事業者等の需要者は、森林組合等が発行した書類（及び帳簿）の保存で仕入税額控除が可能。ただし特例の適用を受けるには、以下の要件を2つとも満たしていることが必要。

### ※無条件委託方式

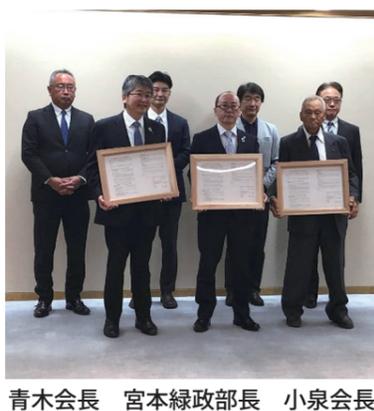
出荷した農林水産物について、売値、出荷時期、出荷先等の条件を付けずに、その販売を委託すること。  
※共同計算方式  
一定の期間における農林水産物の譲渡に係る対価の額をその農林水産物の種類、品質、等級その他の区分ごとに平均した価格をもって算出した金額を基礎として精算すること。  
インボイス開始に伴い関係の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



### 県内初となる 木材利用促進協定を締結

住宅にもっと県産木材を使っていこうという取り組みを推進するため、神奈川県木材造住宅協会及び神奈川県と令和4年11月に木材利用促進協定を締結しました。

当会では、県内唯一の原木市場として県産木材の安定供給を担うとともに、当会に事務局を置くかながわ森林・林業活性化協議会では、県や森林組合、木材業協同組合連合会などと連携を図り、県産木材の普及・PRや産地認証制度を運用していきます。今後も、県産木材を積極的に利用して住宅を建設する工務店を認証することで、川下における建築分野においても需要拡大に働きかけていきます。



青木会長 宮本緑政部長 小泉会長

### 〈小田原市森林組合〉



■木村 雅也

【年齢】26歳【役職等】技師

【採用日】令和5年6月1日

【趣味】卓球、スノーボード

6月より小田原市森林組合に技師として採用されました木村と申します。

大学卒業後は林業とはあまり関わりがありませんでしたが、前職の退職を転機に大学で学んだことを活かした仕事、地域に貢献できる仕事をしてみたいと強く思うようになり、森林組合への転職を決めました。

現在は、組合の業務について日々学んでおり、失敗をすることも多いですが、様々なことに挑戦をして経験することが一番大切だと考えておりますので、何事にも挑戦していく所存です。今後、皆様にはご迷惑をおかけすることもありますが、迷惑をおかけすることもあるとは存じますが、よろしくお願いいたします。

### 〈南足柄市森林組合〉



■神田 倍巨

【年齢】38歳【役職等】技士

【採用日】令和5年8月1日

【趣味】登山、野球観戦

前職は出身地の新潟県で保険会社に勤めておりました。保険金の支払業務を通じて近年の異常気象による洪水や土砂崩れによる被害のなか

に、手入れが行き届いていない山林から流出した木により被害が拡大しているということを知り、林業界の力になりたいという思いが強くなりました。また、趣味が登山だったため、自然に囲まれた環境で働ける

ところにも魅力を感じ、次世代につながる森林の保護と持続可能な森林管理に貢献したいと考え、昨年神奈川県に移住、ご縁のあった南足柄市森林組合に入組しました。現在は現場での伐採作業や測量業務等において、経験豊富な諸先輩方よりご指導いただき日々勉強しております。

### 〈神奈川県森林組合連合会〉



■湯浅 崇大

【年齢】35歳【役職等】技師

【採用日】令和5年4月1日

【趣味】旅行、野球・サッカー観戦

神奈川県出身の湯浅崇大です。前職は水源林造成事業に携わって

いました。全国転勤が伴う職場のため、他県の森林づくりに携われる機会には恵まれていました。その日々から地元での森林づくりに取り組みたい思いが高まっていたところ、縁あって神奈川県森林連の職員になることができました。

現在は県長期施業受委託事業を主に担当しております。県森連での実務経験を積み、目標としていた「森林総合監理士」の取得を目指します。そして、神奈川県の水源地整備に少しでも貢献したいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

### 神奈川県森林組合連合会 役員の変更

就任  
代表理事専務 小林 学  
代表監事 下嶋 美範

退任  
代表理事専務 稲垣 敏明  
理事 佐藤 治男  
代表監事 山口 清

### 単位森林組合 組合長の変更

さがみはら津久井森林組合

代表理事組合長 山崎 和彦

山北町森林組合

代表理事組合長 高杉 光男

### 神奈川県森林組合連合会 職員の定年退職

令和5年3月31日付

岩本 光生 (現在、総務指導課嘱託職員)

三尋木 定 (現在、森林調査課嘱託職員)

小笹 雅弘

篠原 慶一



〈さがみはら津久井森林組合〉

■穴吹 尚矢

【年齢】23歳【役職等】技師補

【採用日】令和5年4月1日

【趣味】映画鑑賞、キャンプ

私は学生時代に山と関わる仕事に興味を持ち、山梨県の林業事業体で、高性能林業機械を使った伐採作業の現場見学や、林業就業支援講習でのチェーンソーや刈払機を使った作業、ユニボでの道づくり等を体験する中で、林業への就業意欲が強くなりました。大学卒業後、かながわ森林塾の演習林実習コースに参加し、その後さがみはら津久井森林組合に正規職員として採用して頂きました。まだまだ分からないことばかりですが、早く組合の戦力になれるよう努力して参ります。皆様よろしくお願ひ致します。



〈神奈川県森林組合連合会〉

■宮関 芳

【年齢】23歳【役職等】主事

【採用日】令和5年4月1日

【趣味】ライブ参戦(ジャニーズ他...)、アニメ・ちいかわグッズ集め

4月から県森連の生産販売課に入りました宮関芳です。主に購買をメインに担当させていただいております。大学の専攻は林業とは全く関係のないものでしたが、出身が厚木市ということもあり生まれ育った土地で働きたいと思い本会に入会致しました。右も左もわからず毎日が勉強の日々ですが、少しでも早く林業についての知識を身に付け一人前になれるよう精進していきたいと思っておりますので、ご指導いただければと思います。何卒よろしくお願ひいたします！



〈南足柄市森林組合〉

■杉崎 豊

【年齢】55歳【役職等】主任技師

【採用日】令和5年3月16日

【趣味】家庭菜園

3月より南足柄市森林組合に入社致しました杉崎です。森林整備業務は15年程携わっていますがまだまだ分からない事が沢山あります。一つ一つ解決しながら成長したいと思ひます。研修や会議や現場で皆様にお会いする機会があると思ひます。人見知りですがご指導のほどよろしくお願ひします。水源税終了後を見据えながら生き残れる森林組合を目標に貢献していきたいと思ひます。



一戸建住宅以外 100万~1,000万

一戸建住宅 10万~50万

施設の木質化 10万~200万

・県産材を3㎡以上使用した木造施設に対する補助です。  
・着工済みのものも対象になります。

詳しくはこちらをご覧ください→

### 県独自の木材利用への助成 「まちのもり」スタート

「まちのもり創出事業」は木造施設環境負荷の低さや、炭素固定機能を広く県民に周知するとともに、森林環境譲与税に対する理解や脱炭素社会の実現を目指し、木造施設を建築することで抑制される炭素排出量や固定される炭素量の価値に対して補助を行う制度です。建築の種類によって助成内容が変わり、着工済みの建築物であっても引渡し前であれば申請可能です。フラット35等の他の制度とも併用可能となっている

### 県立吉田島高校との スマート林業教育推進事業

ことから、取引先の設計事務所や工務店へご紹介いただければと思ひます。お問い合わせは森林再生課森林企画Gまたはホームページをご覧ください。

県立吉田島高校は県内で唯一林業科目を履修できる高校として、明治40年の創立から、名称や学科を変遷しながら「吉農」の愛称で親しまれてきました。伝統である黒ヶ畑寮に泊まり込みで行われる実習では、約30haの演習林をフィールドに測量や林道設計、間伐や枝打ちなどを行い、卒業生は県や市町村、森林組合などへ就職し、現在も第一線で活躍しています。

その吉田島高校も総合高校への再編の中で選択制になり、林業科目の履修生がおらず、閉講していた時期もありましたが、令和2年に吉農OBである石塚教諭の赴任をきっかけに、今は20名を超える科目選択生がいます。ゼロからのスタートとなった吉田島の林業教育ですが、林業事業体で働いた経験のある石塚教諭は、森林



作業道設計ソフトの現地検証

経営を生徒達と実践するため、標準伐期を迎えた演習林で、皆伐再造林に取り組むため、まずは森林経営計画を策定しました。次に伐採区域の収穫予想を立てる必要がありますが、従来の毎木調査では時間と労力がかかります。

ちょうどその時に林野庁が林業系高校を対象とした、スマート林業に関するサポートを受けることができ「スマート林業教育推進事業」の募集があったので、地域の事業体として、県森連へ相談をいただきました。県森連では研修等の人材育成を行っており、担い手育成の観点から、スマート林業教育に協力することになりました。授業は①ドローンによる空撮(株ジッタ)②解析ソフトに



〈愛川町森林組合〉

■藤田 圭

【年齢】38歳【役職等】技師

【採用日】令和5年4月1日

【趣味】キャンプ、スキー

4月より愛川町森林組合の職員として、製材業務に従事している藤田と申します。私は愛川町出身で前職では公務員として、住民生活の向上に向けて多岐にわたる公職に従事しておりましたが、自然が豊かな地元で身体を使った仕事に興味があり転職しました。

製材業務はこれからになります。が、いずれ自分が製材した木材が建物の一部になるという目に見える成果と同時に責任感が湧き、まだ右も左もわからない状況で覚えること。いっばいですが、組合職員皆様のご指導の下、早く一人前になれるよう日々努力してまいりたいと思ひます。よろしくお願ひします。

よる森林作業道の設計(株フォテック) ③iPadによる毎木調査(株つくば林業)の3科目について協力会社の支援を受けながら実施しました。最後には全国の対象3校によるオンラインサミットが開催され、各校の取り組み発表が行われましたが、吉田島高校の明確なビジョンに基づいた発表が際立つ結果となりました。発表内容は動画サイトにて公開されておりますので、ぜひご覧ください。県森連を始め県内の森林組合では、多数の吉農OBが在籍している。ので、ぜひ森林組合へ就職していただき、神奈川の林業を支える人材になっていただけるよう期待しています。

スマート林業教育推進対策サミット

スマート林業教育推進事業 取り組み報告

神奈川県立吉田島高等学校  
神奈川県西総合センター森林保全課  
神奈川県森林組合連合会

YouTube 農林水産省 maffchannel

# 森林組合探訪

## 南足柄市森林組合

今回で第6回目を迎えた森林組合探訪は、令和5年6月に事務所を移転した「南足柄市森林組合」を訪問し、武藤組合長・湯山副組合長に事務所移転のエピソードや今後のビジョン等についてお話を伺って参りました。

### 事務所移転による新たなスタート

以前から使用していた事務所は南足柄市から無償で土地を借りていましたが、建物の老朽化と職員や車両が増えたことで手狭になったことから、移転の話が持ち上がりました。



内山地区へ移転した新事務所

移転先は駅前から離れ、山間部の内山地区となりましたが、トラックが置ける駐車スペースや資材倉庫を確保するとともに、当組合は作業班を正職員化したので、事務室は全職員が座れる分のデスクを用意しました。なお、旧事務所は駅前かつ市役所からも近い好立地であることから、組合員が利用しやすいよう活用方法を検討しています。



湯山副組合長 武藤組合長

### 常勤役員の設置と体制の見直し

かねてからの課題であった常勤役員には、現場経験豊富な湯川専務を迎え入れたことで、直営作業班による森林整備事業では高性能林業機械を次々と導入し、群状・帯状間伐を推進することで素材生産量は飛躍的に増加しました。南足柄市のほとんどの地域はスギノアカネトラカミキ

リによる被害があるので帯状間伐等による植え替えが急務でしたが、組合内部での合意形成や森林所有者からなかなか同意を得ることができませんでした。専門的な知識や経験がある役員らの努力のおかげで、令和3年度より群状間伐と植栽の計画を立て、実行に移すことができました。

組織運営についても開かれた組織を目指し、高橋理事を常勤の役員として配置したことで、職員の手によってホームページやSNSを開発するなど今まで手が回らなかった外部や組合員への情報発信にも取り組み始め、職員の労働環境を改善するために税理士・社労士と顧問契約を結んだことで、専門家の適切なアドバイスをいつでも受けることができる



グラップル ハーベスタ フォワーダを導入



帯状間伐による植栽地

### 今後の課題とビジョン

南足柄市の森林は人工林率が高く、一部事務組合の所有林が6割を占めることから、小田原市のように市と森林組合が連携しながら、再造林による更新を進め、林齢の平準化を図る必要があると考えています。それに合わせて木材利用のサプライチェーンやスマート林業による森林情報のデータベース化など先進技術も取り入れていきたいです。

ただし、これらの課題を解決し実行に移していくためには、私たち森林組合が同じベクトルに向かっていく必要があります。そのためには系統運動方針という組織の目標と、個人の目標を掲げ、職員一丸となることが重要だと考えます。

## ◆連載◆「きこりの女房」 協同組合で働くということ

### 1. 協同組合で働くということ

みなさんは、「協同組合で働く」ということについて、どんなふうに考えていますか？

「それに関か特別な意味があるの？会社や役所で働くのと同じではないの？」と思う方も、たくさんいらっしゃると思います。ですが私は、協同組合で働くことの意味ということについて、時々、自問するのです。

森林組合は、組織の種類としては「協同組合」にあたります。協同組合は、組合員が自分たちの共通の利益のために共同する場で、組合員の自治によって運営されています。組合員から選ばれて経営にあたる理事者や、そこで雇用され仕事を任せられる職員の仕事は、根本的に、組合員の思いを実現するためにあるものです。

### 2. 職員は組合員の下僕？

私自身は、農協の関係団体に長く勤務していました。そこで先輩から、協同組合の職員というのは、「組合員の下僕（しもべ）である」というふうに言われたことがあります。自分

なく、組合員のために働くということ。

それは、協同組合の職員として当然のことだと、今も思います。けれど、それだけだろうか？とも思うのです。農協の組合員＝農家のために働くことは、日本の農業のために働くこと。仕事を通じて農業に貢献したいという自分の思いをかなえることができます。しかし、「組合員の下僕である」と思うようになってから、どこまで頑張っても、自分自身は農協の組合員にはなれず、間接的で、他人事のような感覚がありました。

地域の農林業や暮らしに特別な思いや考えを抱いて、仕事を通じてその思いを実現したいと考える人はたくさんいます。協同組合の職場が、働く人の「自分自身の思いを、自分事として」かなえられる場であってほしいと思います。

### 3. 組織は誰のものか

組織とはいったい、誰のもので、誰のためにあるのか（コーポレートガバナンス）ということについての最近の考え方は、「組織をとりまく様々な関係者みんなのもの」つまり、出資者のものでもあり、従業員のものでもあり、お客様のものでも

あり、これから関わる人も含めた関わる人すべてのものととらえられています。

協同組合は、組合員を中心にすえながら、単に組合員の希望をかなえるためだけでなく、そこに働く人の生きがいであり、地域社会の様々な人々の、よりよい暮らしに貢献するものであることが求められる、ということなのです。

### 4. 森林組合は誰のもの？

私はいま、森林組合の役員に就いて大切な「心構え」のひとつが、ここにあると考えています。何のために経営を引き受けているのか、何のためにここで働くのかと問われたときに、「いちばんは組合員のため、また、そこで働く役員らの幸せや自己実現のため、そして大切なのは、森林・林業をとりまく様々な人たちや地域社会に貢献するため」と考え、それを具体的にイメージできるといいこと。

現実には、そこに偏りがあるのをしばしば感じます。組合員との接点はほとんどなく、公共事業、公的企業からの請負業務を中心とした収益構造から、組合員所有の山林への関心が低い経営幹部もいます。補助事業

を活用して収益を確保するために、地域の山林の実態に適さない施策を行うケースも見受けられます。組合が山林の保全にどのように関わっているのか、地域社会に知られていない組合がほとんどです。果たしてそれでよいのか考えていただきたい。青臭いように感じられるかもしれませんが、森林組合の役員の方々に、ときどき、「私たちは誰のため・何のためにここで働いているのか」ということについて考えたり話し合ってみていただきたいと思っています。



荒川 美作保 (きこりの女房)

中小企業診断士  
キャリアコンサルタント

2011年までJA全中にて農業協同組合監査士としてJAの監査と経営指導を行う。  
現在は森林組合監査士試験委員等を歴任